

滋賀県の入札参加資格審査における保護観察対象者等の就労支援に関する証明手続について

大津保護観察所

滋賀県の入札参加資格審査における主観的評価項目の保護観察対象者等の就労支援に関する大津保護観察所（以下「当庁」といいます。）が証明する内容や手続については、下記のとおりとなりますので、御確認の上、手続をお願いします。

記

1 協力雇用主の登録に関する証明

次のいずれかの書類を証明書として利用することができます。

- ①別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」（大津保護観察所長が証明したもの）（写しでも可）
- ②大津保護観察所が発行する登録証（大津保護観察所の所長印が押印されているもの）の写し
- ③その他大津保護観察所長が協力雇用主として登録していることを証明する書類（写しでも可）

2 保護観察対象者等の雇用に関する証明

次のいずれかの書類を証明書として利用することができます。

- ①別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」（大津保護観察所長が証明したもの）（写しでも可）
- ②その他大津保護観察所長が保護観察対象者等の雇用について証明する書類（写しでも可）

3 証明の依頼方法

以下にしたがって、当庁に持参又は郵送により、証明を依頼してください。

なお、依頼時には、返信用封筒（返送に要する切手を貼付したもの。料金不足分は事業主様の負担となります。）を添付してください。

(1) 協力雇用主の登録に関する証明を依頼する場合

証明の依頼者は、当庁に登録している協力雇用主となります。**当庁の協力雇用主の皆様におかれましては、新規登録時又は登録更新時に送付した最新の登録証の写しが利用できますので、保管されている登録証を御確認ください。**

登録証が見当たらない場合は、まずは当庁まで御相談ください。

(2) 保護観察対象者等の雇用に関する証明を依頼する場合

ア 証明の依頼者

証明の依頼者は、保護観察対象者等を直接雇用している又は雇用していた事業主のみです。**直接雇用していない元請事業主が証明の依頼者となることはできません。**

イ 証明を依頼する際の添付書類

保護観察対象者等の雇用に関する証明については、別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」に加え、雇用実績の確認に必要な書類として、以下の書類のいずれか一点を添付してください。

- ①保護観察対象者等の方の労働者名簿の写し
- ②保護観察対象者等の方の雇用期間に係る賃金台帳の写し
- ③保護観察対象者等の方の雇用期間に係る出勤簿等の写し

(3) その他

別記様式9「保護観察対象者等の就労支援に関する証明書」の申請者の印は「会社実印（代表者印）」を押印してください。ただし、印鑑証明書を添付していただく必要はありません。

4 協力雇用主等に関する問合せ

協力雇用主の登録や保護観察対象者等の雇用の詳細については、当庁にお問い合わせください。

大津保護観察所 就労支援担当

〒520-0044

所在地：大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎7階

電話番号：077-524-6683

庁名	大津保護観察所
所在地	〒520-0044 滋賀県大津市京町3丁目1-1 大津びわ湖合同庁舎7階 電話 077-524-6683 FAX 077-528-2205
道順	<p>1) JR大津駅から ①JR大津駅北口（びわ湖側）改札を出て、横断歩道を渡って下さい。 ②交番の前を右方向へ進むと、左手に階段があります。その階段を降りて下さい。 ③正面にある10階建てビルの7階が観察所です。</p> <p>2) 京阪電車 ①京阪電車島の関駅改札を出て、左手（県庁方向）に進んで下さい。 島の関駅から ②県庁前の交差点（丁字路）を右方向に進むと、右手に天孫神社があります。 ③その前の道を左方向に進んで下さい。 ④右手にある10階建てビルの7階が観察所です。</p>

